

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書

受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要である。

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書（たばこ白書）では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5,000人と推計している。

たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある中、世界保健機関（WHO）は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置づけている。この現状を脱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策の取り組みを国際社会に発信する必要がある。

よって、政府においては、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取り組みを進めるための罰則つき規制を図る健康増進法の早急な改正をするよう強く要望する。

記

- 1 受動喫煙防止対策を講ずるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。
- 2 屋内の職場、公共の場を全面禁煙とするよう求めるWHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドラインを十分考慮すること。
- 3 屋内における規制については、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講ずること。
- 4 各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月25日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛て（各通）
衆参両院議長

水戸市議会議長 村田進洋

食品衛生管理の国際標準化を求める意見書

食品の衛生管理は、先進国を中心に危害要因分析重要管理点（H A C C P）が義務化されているが、我が国においては、その導入がおくれている。

食品流通の国際化を目指し、東京オリンピック・パラリンピック等を見据えた我が国の食品衛生管理の水準を国内外に示す必要がある。そのため、厚生労働省では、国内の食品の安全性のさらなる向上のためにH A C C Pによる衛生管理の制度化等の食品衛生規制の見直しを進めている。

農林水産省の調査によると、食品製造業におけるH A C C Pの導入状況は、売り上げが100億円以上の大手企業だけで見ると8割以上である一方、小規模事業所を含めた食品製造業全体では3割以下にとどまっている。

また、食品衛生法の営業許可業種は34業種であるが、これら以外に都道府県等の条例で許可業種となっているものもある。

食品用器具及び容器包装についても、欧米等で使用が禁止されている物質であっても、個別の規格基準を定めない限り、直ちに規制できないなどの課題がある。

さらには、厚生労働大臣または都道府県知事からの回収命令や廃棄命令によらず、事業者が自主的に食品の回収等を行った場合、食品衛生法にはその報告を義務づける規定がない。

よって、政府においては、食品流通の多様化や国際化等を踏まえ、食品衛生管理の制度見直しを進め、食品の安全確保を図る必要があることから、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 消費者を第一に考え、食品の製造・加工、調理、販売等のフードチェーン全体での取り組みを進め、衛生管理を見える化すること。
- 2 H A C C Pによる衛生管理の制度化に当たっては、食品ごとの特性や事業者の状況等を踏まえ、小規模事業者等に十分配慮した実現可能な方法で十分な準備期間を設け取り組みを進めること。
- 3 全ての食品事業者がH A C C Pによる衛生管理に取り組むことを踏まえ、営業許可制度の見直しもあわせて進めること。その際には、施設基準などを定める都道府県等の条例に配慮すること。
- 4 食品用器具・容器包装の規制にポジティブリスト制度の導入を検討するなど、欧米等との整合性を図ること。
- 5 食品事業者が製造した製品や輸入した製品を自主回収する場合には、その情報を把握する仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月25日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛て（各通）
衆参両院議長

水戸市議会議員 村田進洋

奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書

我が国では、1998年以降下がり続ける保護者の賃金収入と、相反して上がり続ける大学の学費により、学生は奨学金を借りなければ大学に通うことが困難になっている。奨学金制度を運営する独立行政法人日本学生支援機構によれば、2014年度実績では135万人（無利子奨学金47万人、有利子奨学金88万人）が同機構の奨学金を利用している。これは、全国の大学生のほぼ2人に1人に当たる。

他方で、大学卒業後には3人に1人の学生が非正規雇用となっており、2015年4月には、返還猶予期間が5年から10年に延長されたものの、奨学金を借りた8人に1人が返済の滞納や猶予の状態にあるとされている。

こうした実態は、学ぶ意欲と能力を持った貧困世帯の子どもが、高等教育を受けることにより相対的に高い職業能力を身につけたとしても、貧困から脱することができない状況を生む可能性を示唆している。

国においては、給付型奨学金制度を2017年度から一部先行実施し、2018年度から本格的に実施する予定であるが、今後、意欲と能力のある学生が経済的理由により進学をあきらめることがないように、制度のさらなる拡充が求められている。

よって、政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 貸与型から給付型へ、奨学金制度を抜本的に転換し、国の給付型奨学金制度をさらに拡充すること。
- 2 貸与型奨学金は無利子とし、延滞金は廃止すること。また、返済困難者の実情に即して適切な救済を行うこと。
- 3 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充等を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月25日

内閣総理大臣
財 務 大 臣 宛て（各通）
文部科学大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 村 田 進 洋

教育予算の拡充を求める意見書

学校現場における課題が複雑化、困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であり、教職員定数改善などの施策が最重要課題となっている。

公益財団法人連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書では、七、八割の教員の時間外労働が一月当たり80時間（過労死ライン）となっていること、1割が既に精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされた。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場においては、教職員の長時間労働の是正が必要であり、そのための教職員定数の改善も欠かせない。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、子どもたちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、政府においては、来年度予算編成において、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 きめ細かな教育の実現のために少人数学級を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月25日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 宛て（各通）
文部科学大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 村田進洋